

平成20年 5 月臨時会

横 芝 光 町 議 会 会 議 録

平成20年 5 月22日 開会

平成20年 5 月22日 閉会

横 芝 光 町 議 会

平成 2 0 年 5 月横芝光町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (5 月 2 2 日)

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	1
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	2
職務のため出席した者の職氏名.....	2
開会の宣告.....	3
開議の宣告.....	3
会議録署名議員の指名.....	3
会期決定の件.....	3
諸般の報告.....	3
議案第 1 号ないし議案第 3 号の上程、説明.....	4
議案第 1 号の質疑、討論、採決.....	8
議案第 2 号の質疑、討論、採決.....	10
議案第 3 号の質疑、討論、採決.....	10
閉会の宣告.....	13
署名議員.....	15

平成20年5月横芝光町議会臨時会

議事日程(第1号)

平成20年5月22日(木曜日)午後2時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期決定の件
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 議案第1号ないし議案第3号について(町長提案理由説明)
日程第 5 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(横芝光町税条例の一部を改正する条例の制定)
日程第 6 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(平成20年度横芝光町老人保健特別会計補正予算(第1号))
日程第 7 議案第3号 横芝光町立横芝中学校校庭整備工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(18名)

1番	杉 森 幹 男 君	2番	森 川 忠 君
3番	實 川 隆 君	4番	川 島 仁 君
5番	齊 藤 隆 君	6番	・ 梅 喜 作 君
7番	川 島 富 士 子 君	8番	鈴 木 克 征 君
9番	野 村 和 好 君	10番	山 崎 貞 一 君
11番	伊 ・ 囪 樹 君	12番	嘉 瀬 清 之 君
13番	川 島 透 君	14番	鈴 木 唯 夫 君
15番	八 角 健 一 君	16番	川 島 勝 美 君
17番	越 川 輝 男 君	18番	越 川 洋 一 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	佐藤晴彦君	理	事	布施勇君
総務課	長	小堀正博君	企画財政課	長	高蝶文徳君
税務課	長	並木俊郎君	住民課	長	海保清一郎君
教育	長	海保教之君	教育課	長	林英次君

職務のため出席した者の職氏名

局	長	實川裕宣	書	記	須合京子
---	---	------	---	---	------

開会の宣告

議長（八角健一君） 改めまして、こんにちは。

これより平成20年5月横芝光町議会臨時会を開会いたします。

（午後 2時00分）

開議の宣告

議長（八角健一君） 本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（八角健一君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定より、

7番議員 川 島 富士子 君

11番議員 伊 ・ 囿 樹 君

を指名します。

会期決定の件

議長（八角健一君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定しました。

諸般の報告

議長（八角健一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

次に、本日、町長からの議案の送付があり、これを受理したのでご報告いたします。

議案第1号ないし議案第3号の上程、説明

議長（八角健一君） 日程第4、議案第1号ないし議案第3号を一括議題とします。

町長からの提案理由の説明を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） 改めまして、こんにちは。

本日は、公私とも大変お忙しい中、平成20年5月横芝光町議会臨時会をお願い申し上げましたところ、大変お忙しい中、全員のご参集を賜りまして、まずもって御礼を申し上げます。

最近、世界の中で、中国の四川省の大きな地震があり、またその前にはミャンマーでサイクロン被害といって、数万、うっかりしたらそのけたを越すであろう被災者が出たことに対し、改めてお悔やみを申す中、早速ではございますけれども、この臨時会に提案させていただきます3つの案件について提案理由の説明をさせていただきます。

まず、議案第1号の専決処分の承認を求めることについてでございますが、本案は、地方税法の一部を改正する法律が本年4月30日に公布、同日施行されることに伴い、公的年金等に係る個人町民税の特別徴収の実施、公益法人制度改革による法人町民税の改正等について、横芝光町税条例の一部の改正を緊急に行う必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めべく提案したものでございます。

次に、議案第2号の専決処分の承認を求めることについてでございますが、本案は、老人医療費の伸びにより不足を来した医療給付費に係る補正予算について、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めべく提案したものでございます。

議案第3号の横芝光町立横芝中学校校庭整備工事請負契約の締結についてでございますが、本案は、横芝光町立横芝中学校校庭整備工事請負契約の予定価格が条例で定める基準に該当するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めべく提案したものであります。

以上、このたび提出いたしました案件について、その概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長より説明を加えさせていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（八角健一君） 議案第1号について、税務課長、並木俊郎君。

〔税務課長 並木俊郎君登壇〕

税務課長（並木俊郎君） それでは、横芝光町税条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明させていただきます。

改正文が27ページにわたっております。主な改正点をお手元にお配りしてあります横芝光町税条例の一部改正の概要で説明させていただきます。お手元のこの資料でございます。

それでは、横芝光町税条例の一部改正の概要。

まず初めに、個人住民税関係につきましては、1つ目といたしまして、公的年金から住民税の特別徴収による天引きを行うものでございます。対象者は65歳以上の公的年金の受給者で、収入金額が、単身の方で年額148万円を超える方が対象となります。障害・遺族年金等の受給者は対象外となります。対象税額につきましては、公的年金に係る所得割額及び均等割額でございます。公的年金以外の所得につきましては、原則として普通徴収となります。次を飛ばしまして、実施の時期でございますが、平成21年10月の受給分から対象となります。

徴収の方法でございますが、一番最後のページをごらんになっていただきたいと思っております。

この制度は平成21年度からの実施となります。平成21年度は、一番上の表でございますが、6月と8月の2回が普通徴収となります。それから、10月、12月、2月の3回が年金からの特別徴収ということになります。翌年度の平成22年度以降につきましては、4月、6月、8月の3回が年金からの仮徴収ということになります。それから、10月、12月、2月の3回が年金からの本徴収ということになります。

次に、また戻っていただきまして、のところでございます。

年度の途中で特別徴収の対象でなくなった方は、徴収不足額につきましては普通徴収に切りかえ、また、過納額につきましては本人へ還付となります。

この制度のメリットといたしましては、今まで年4回でお支払いいただいていたわけですが、年金支給月の年6回での支払いとなりますので、1回当たりの支払額が少なくなります。

次に、(2)の上場株式等に係る配当所得の軽減税率廃止及び特例措置ですが、平成21年1月1日以後、源泉徴収税率の10%軽減を廃止いたしまして、税率を20%とするものでございます。また、特例措置といたしまして、平成22年12月31日までは税率を10%とするもので

ございます。これについては今までどおりということでございます。

次の(3)の上場株式等に係る譲渡所得の軽減税率廃止及び特例措置も同じでございます。ただし、上限が定められておりまして、譲渡所得の500万円以下の部分を対象とするものでございます。

次のページに移りまして、固定資産税関係につきましては、一定の熱損失防止改修工事を行った住宅に対しまして、翌年度分に限り税額を減額するものでございます。

対象となる工事につきましては、次の1から4項目すべてに該当するものでございます。

1つ目といたしましては、窓の改修工事、または窓の改修工事とあわせて行う床、天井、壁の断熱改修工事であること。2つ目としまして、平成20年1月1日までに建築されていた住宅であること。3つ目としまして、改修工事の費用が30万円以上であること。4つ目としまして、工事期間は平成20年4月1日から平成22年3月31日までに行ったものでございます。5番としまして、改修工事終了後、3カ月以内に必要書類を添付して町に申告することとなっております。

減額措置といたしましては、改修工事を行った翌年度に限り、床面積120平米を限度にその家屋の税額を3分の1減額するものでございます。

このほかにつきましては、法人町民税につきまして、町内に事業所等を有する法人でない社団、財団につきましては均等割のみを課税してありましたが、収益事業を行わない社団、財団につきまして課税をしないこととなりました。

以上、雑駁な説明でございますが、補足説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

〔税務課長 並木俊郎君降壇〕

議長(八角健一君) 続きまして、議案第2号について、住民課長、海保清一郎君。

〔住民課長 海保清一郎君登壇〕

住民課長(海保清一郎君) 議案第2号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

平成20年度横芝光町老人保健特別会計補正予算書の第1号をごらんください。

1ページをお開き願います。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,500万円とするものでございます。

次に、最後のページです、4ページをお願いいたします。

まず、歳入ですけれども、5款1項1目繰越金に1,300万円を追加し、1,400万円とするものでございます。

次に、3の歳出でございますけれども、2款1項1目医療給付費に1,300万円を追加し、1億8,300万円とするものでございます。

これは、3月分の医療費が想定以上に伸びまして、そのために5月に、今月ですね、支払います医療給付費に不足が生じたものでございます。通常でありますと、年間を通してやりくりをしまして、それでも不足する場合は12月なり3月の定例議会で補正の措置をさせていただくところでございますけれども、制度の変更によりまして請求の誤りとか請求のおくれ分を除きますと、基本的には5月の支払い分だけの予算措置でありますので、急を要するため専決処分とさせていただきます。よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

以上です。

〔住民課長 海保清一郎君降壇〕

議長（八角健一君） 続いて、議案第3号について、企画財政課長、高蝶文徳君。

〔企画財政課長 高蝶文徳君登壇〕

企画財政課長（高蝶文徳君） それでは、議案第3号についてご説明を申し上げます。

資料は、議案つづりの一番最後のページ、39ページをごらんいただきたいと思います。

議案第3号 横芝光町立横芝中学校校庭整備工事請負契約の締結についてであります。

横芝光町立横芝中学校校庭整備工事について、下記のとおり契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、横芝光町立横芝中学校校庭整備工事の請負契約であります。

契約の方法は、一般競争入札による契約であります。

契約金額は、2億1,210万円、うち消費税及び地方消費税の額は1,010万円であります。

契約の相手方は、千葉県山武郡横芝光町栗山3195番地の1、古谷建設株式会社、代表取締役古谷務であります。

本案は、5月13日に執行いたしました入札の結果、落札者となりました古谷建設株式会社と、ただいま申し上げましたとおりの金額等で工事の請負契約を締結いたしたく上程いたしましたものでございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

〔企画財政課長 高蝶文徳君降壇〕

議長（八角健一君） 以上で提案理由説明を終わります。

議案第1号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） これより議案審議を行います。

日程第5、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町税条例の一部を改正する条例の制定）を議題とします。

これより質疑に入ります。順次発言を許します。

越川洋一君。

18番（越川洋一君） 議案の説明については、個人町民税の特別徴収制度に関して、メリットが4回から6回になると、こういうご説明があったわけですが、今、後期高齢者医療制度に対して国民から高齢者を軽視するなとばかりに怨嗟の声が上がっていると。そして、一片の通知で年金からの天引きとは何事だと、こういう世論が広がっているわけです。こういった中で、これは介護保険制度で最初に天引きというのをやったわけですが、ここに味をしめたと言ったらちょっとあれですが、これに倣ってさらにこの特別徴収という、こういう手段に出たということですが、そういう住民の中でのこの特別徴収に対する反応を見て、この議案、専決処分をするについて、その辺はどのように配慮されたのかと、そこを聞いておきたいと思います。

議長（八角健一君） 税務課長、並木俊郎君。

税務課長（並木俊郎君） この件につきましては、来年度の実施でございます。この臨時議会終了後、広報等でこのことにつきましてはお知らせしていきたいというふうに考えております。

18番（越川洋一君） 何だよ、じゃ答弁にならないよ。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 議員おっしゃるのは、この特別徴収のやり方が、ちょっと、今言い方を変えればひきょうじゃないかというような部分も否めない部分もあり、それがこの今、世間でいろいろと不評、または不満になっているというニュースで流れているところも重々ございます。

しかしながら、先ほどのメリットの問題は、正直申し上げますと、もっとそういう、ある意味合理的な徴収方法もやはりこれから行政改革の一環、または徴収義務者として公平公正な部分をかながみますと、これも国、県からのある部分、要請でもございますし、それに倣うということがやはり一番賢明な方法ではないかと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

議長（八角健一君） 越川洋一君。

18番（越川洋一君） 町長のその答弁は、それでは住民の視点ではない。それで、住民には周知をするということですが、来年4月から始まるのを今こうして出すということの根拠をもう少し詳しく説明をしてほしい。

議長（八角健一君） 税務課長、並木俊郎君。

税務課長（並木俊郎君） この、年金からの特別徴収につきましては、事前にいろいろな作業がございます。条例が制定できていないとその作業にも滞りが出ますので、今回上程させていただきます。

18番（越川洋一君） もう少し詳しく。どういう作業をするために、どういう専決なんですか。

議長（八角健一君） 税務課長、並木俊郎君。

税務課長（並木俊郎君） 年金保険者、いわゆる社会保険庁とのデータのやりとりですとか、そういう関係でございます。それから、特別徴収に対します町民への周知期間等もあろうかと思えます。

以上です。

議長（八角健一君） 齊藤隆君。

5番（齊藤 隆君） 固定資産税関係で1点、質問させていただきます。

省エネ改修に対する減税措置がとられるということで今回の改正がありますけれども、地球温暖化等に対する省エネに関しては、このように期限を平成22年3月31日までという期限が切られていますけれども、こう期限を切ってしまうといいものかというのがちょっと疑問であります。この点、なぜ期限が切られているのかだけ教えてください。

議長（八角健一君） 税務課長、並木俊郎君。

税務課長（並木俊郎君） この点につきましては、全国的なものでございまして、地方税法の改正によりまして、地方税法のほうで定めた期間でございます。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありましたので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第1号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第6、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度横芝光町老人保健特別会計補正予算（第1号））を議題とします。

これより質疑に入ります。順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 原案賛成の声がありましたので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第2号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第7、議案第3号 横芝光町立横芝中学校校庭整備工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑に入ります。順次発言を許します。

齊藤隆君。

5番（齊藤 隆君） 横芝中学校の建設につきましては、工程よりもかなり進んで工事が早まっているということで、非常にありがたいと思っております。

この校庭整備につきましては、昨年のうちから現在の中学校にあります植木類、それ等の移植もするということが進んでおりましたけれども、今回のこの工事の請負に関しまして

は、移植まで含めての工事内容なのかだけお伺いいたします。

議長（八角健一君） 教育課長、林英次君。

教育課長（林 英次君） ただいま齊藤議員のおっしゃるとおりで、移植の部分もすべて含まれております。具体的に申しますと、今回9本の、現中学校の校庭等にありますが樹木9本を移植するというような予定でございます。この工事の中に含まれております。

以上です。

議長（八角健一君） 越川洋一君。

18番（越川洋一君） この請負契約は、8者による受注希望型の入札によつての結果であります。送られてきた結果によれば98.7%、落札率、そういうことでありますよね、これ世間ではこういう数字というのは談合がやられているというふうに普通言われるわけですが、こういうふうな結果になった原因と申しますか、この結果に対してどのように評価、考えをしているのかと、こう尋ねておきたいというふうに思います。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） その落札率だけを申し上げますと、そういうようなものを否めないところもあるのかもしれませんが、今現在、この世界的な原油価格の高騰、それに伴う鉄鋼、鉄鉱石、いろいろな部分の、当然のことながらガソリンも毎日のように今原油も上がっているという状況の中で、今、工事価格というものが非常にコストが上がっていると聞いております。県内の千葉県発注の工事でも、今その公募型をやつていまして、落札者がいない入札が今頻繁に出ている状況の中で公募いたしましたところ、8者の応募があつたこと自体もある程度安堵している中で、こういう結果になつたことについてはある部分いたし方ないのかなというふうに考えております。

それともう一つ、この設計というか、予定価格をつくつた時点もやはり時期的な問題もございまして、実際この詳細ちょっと教育課のほうで教えていただきたいんですけども、要は、鉄鋼が、生コンがこうずっと上がつて、部材がいろいろ上がつている中で、積算をしたときに入札をしたときの、その差も大きいのかなというふうに考えております。

では、それについてちょっと。

議長（八角健一君） 教育課長、林英次君。

教育課長（林 英次君） ただいま、町長のほうからいろいろ資材の高騰等、申されましたけれども、この建築工事と一体となつて外構工事を当時、実施しております。この外構工事、建築工事と一体となつて実施しているということは、空港会社のほうの補助金の算定の中で、

空港会社のほうで一例を申し上げますと、諸経費率がかなり積算が低く抑えられているということで、今回の校庭整備工事もこの外構工事と同様の積算で諸経費率を算定していると、そういう中でやはり積算が非常に厳しい中での予定価格、設定価格になっているということから、落札率が高い率になっている、このように解釈をいたしております。

以上でございます。

議長（八角健一君） 實川隆君。

3番（實川 隆君） 2点ほどお伺いします。

まず1点目ですけれども、現在、本体工事のほう、古谷建設さん、そしてまた青柳建設さんのほうのJVで行っているわけですけれども、また今度整備工事を古谷建設が行って、同じ業者がやるそうで、仕事は円滑に進むかなとも思うんですけれども、建設業法の中に、同一業者による100メートル以内の請負はできないような条例があると聞いております。そこから辺の説明をちょっとお願いしたいと思います。

もう1点は、南側といたしますか、西側といたしますか、わきに農道があるんですけれども、先般、ちょっと車がぬかるみに入ってしまったもので町のほうに砂利を敷いてもらったんですけれども、そここのところの整備は行わないものなのかどうかお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（八角健一君） 企画財政課長、高蝶文徳君。

企画財政課長（高蝶文徳君） 1点目の建設工事の件につきましては、調べましたところ、条例とか規則で決まっている部分というのはないようでありまして、はっきりうたっているものについては、ただ、県の工事基準の中で、同一工種、ですから建築であれば建築、土木であれば土木の近接とは一応100メートルとうたっているんですけれども、この100メートルという規定も、県のほうでこのくらいでしょうと決めて取り扱っているだけであって、関係法令、それから条例等についてはっきりした規定はないと。県の工事の中でも担当部署によってちょっと何か扱いも現在ばらばらになっているというようなことだということです。

今回の場合は片や建築、片や土木ですので、近接していてもいなくても関係ないということだと思えます。

議長（八角健一君） 教育課長、林英次君。

教育課長（林 英次君） 前回、實川議員より、道路が水が出て非常に悪い状態であったということの中で、当然田植えの時期であった、こういう中でやはり農耕者が入ることの中で、非常に悪い状況にありました。そういう状況の中で碎石をさせていただきました。

この工事の進行と同時に道路の整備も進めてまいりますということで、よろしくお願いたします。

議長（八角健一君） 實川隆君。

3番（實川 隆君） 整備というのはどのような整備なのか。

議長（八角健一君） 教育課長、林英次君。

教育課長（林 英次君） 現状を見ながら今後の整備の対応をしてみたいというように考えておりますので、ひとつよろしくお願いをいたします。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第3号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

議長（八角健一君） 以上で、本臨時会に付議された案件のすべてを議了しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成20年5月横芝光町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後 4時35分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 八角 健一

議員 川島 富士子

議員 伊藤 園樹